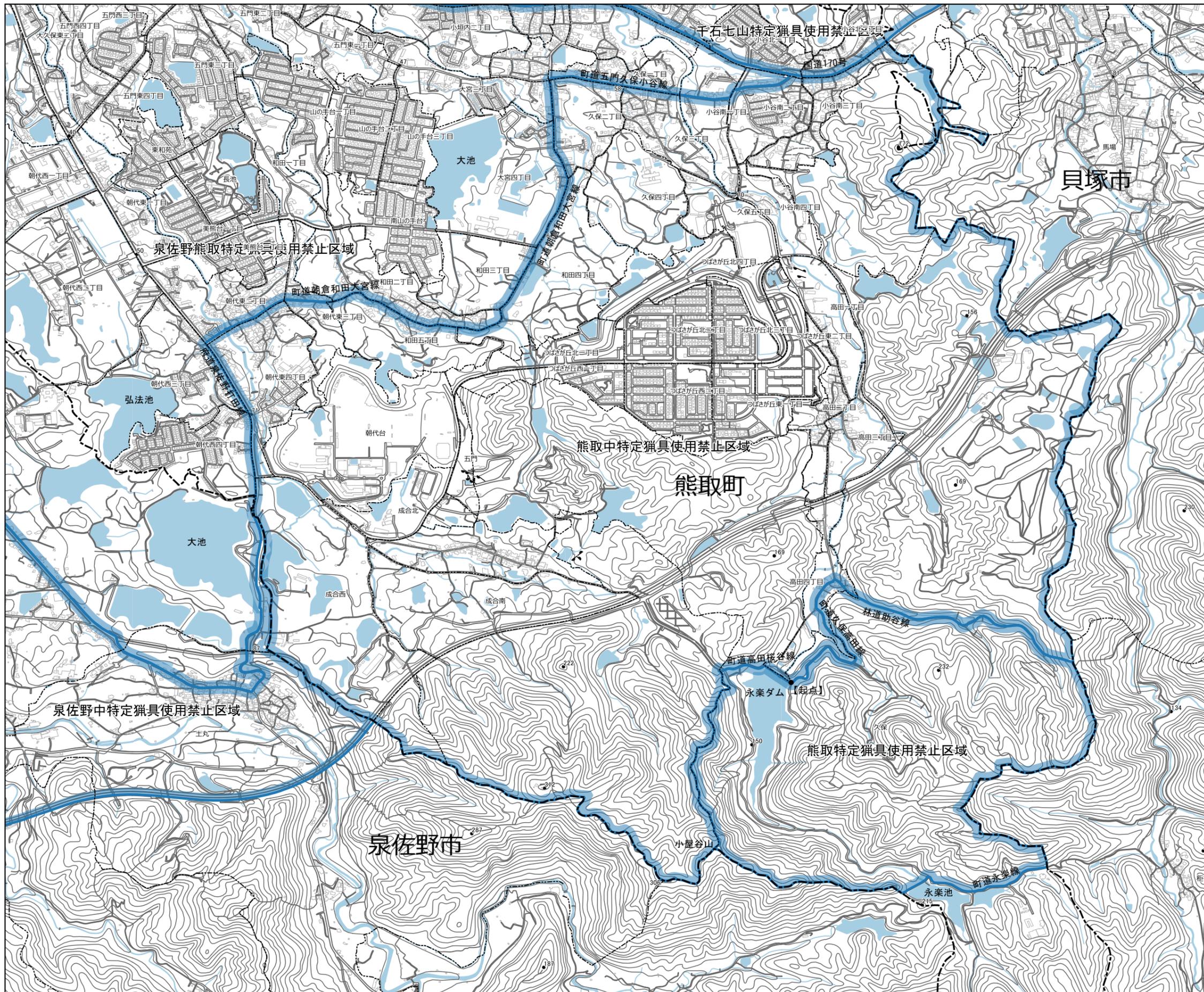


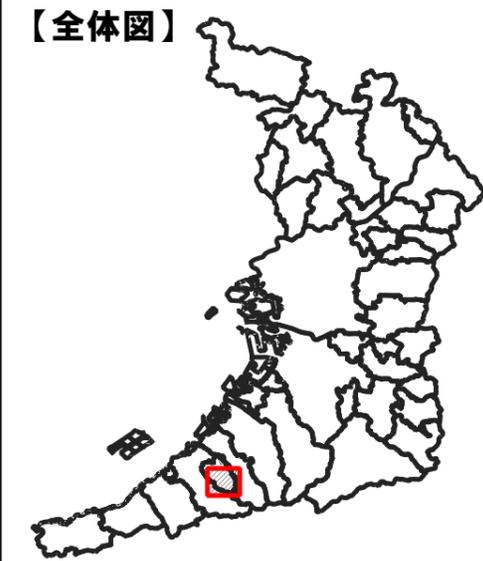
# 62 熊取特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



## 【全体図】



## 【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

## 【指定区域】

町道高田桜谷線と町道久保高田線との交点を起点とし、町道久保高田線、林道助谷線、林道助谷線の終点から貝塚市との境界に通じる小道、貝塚市と泉南郡熊取町との境界線、町道永楽線、泉佐野市との境界に通じる永楽池堤防上の小道、泉佐野市と泉南郡熊取町との境界、小屋谷山から町道朝代成合永楽線と町道永楽線との交点に通じる尾根上の小道及び町道高田桜谷線を経て起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。